

平成30年第5回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成30年5月25日（金）午前10時00分

2 閉 会 日 時 平成30年5月25日（金）午前10時30分

3 場 所 小国町役場4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員

事 務 局 長	齋 藤 勉
事務局次長	渡 辺 久 光
農地調整係長	舟 山 友 樹
書 記	舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

議第 1 3 号 非農地証明願に対する決定について

報第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

その他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名全員です。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

ただいまから平成30年第5回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、「議第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。

議第11号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員から報告をお願いします。

4番委員 先日事務局の渡辺さんと舟山さんと一緒に■の現地を見に行ってみりました。現在の状況としては■■■■氏が転作としてそばを蒔いている圃場です。周りも■■さんが借受けして耕作している土地になっています。この部分を■■さんが新たに借りて新規に農業を始めたい、この点につきましては事務局からもう少し詳しい説明が有るかと思ったのですが、■■さんという方は現在小国町にいるわけではなくて、親父さんの■■さんが夏は■に行っているとか、山菜を取ったりしているのですが、息子さんが2人いて、長男さんのほうが料理人で、いずれ小国に帰ってきて店を開いて、そこに供給する食材を生産してみたいとのことで、新たに新規就農ということで■■さんが始めたいということで事務局に相談があったそうです。■■■■氏本人もOKをだしているようですし、周りの圃場にも迷惑をかけることは一切無いと思いますので、この件につきましては問題ないと思います。

それから、大字■■の■■■さんの土地を■■■■が耕作するということですが、現在すでに■■■■さんが耕作している土地でありまして、新たに娘さんの■■■■■さんが■■■■の後継者ということで昨年度から農業に従

事しているということで、■■■■■さん名義でも土地の所有をしたいということで新たに伊藤孝さんの方から土地を■■■さん名義で新たに借入れしたいということでした。事務局と一緒に現地を調査しに行った後に本人にも電話で確認しており、間違いないということで、よろしくお願ひしたいとのことでした。これも特に問題ないということで、報告いたします。

議 長 続いて舟山委員お願ひします。

3 番委員 先日■■■■■さんの方に連絡いたしまして、賃借人の要望ということで経営面積等にも問題なく、周りへの影響も無いものと確認いたしましたので報告します。

議 長 ただいま調査委員に調査の報告をお願ひしたところでございますが、事務局のほうから補足ということで説明がありますので、お願ひいたします。

事 務 局 (補足説明)

議 長 ご質問がありましたら発言をお願ひします。ございませんか。

1 番委員 1 番の■■■■■さん■■■というのは、以前農協に勤めていた方ですか。

事 務 局 以前はどこかの会社のほうに勤めておりましたけども、最近はお父さんのほうの手伝いをしながらここ 2、3 年■■■の方で山菜取りをしたり、手伝いをしてきたという部分でございます。最近は勤めていないという話でございます。

1 番委員 東部開発には勤めていませんでしたか。

事 務 局 東部開発には勤めていないと思います。

議 長 その他、なにか確認事項でも結構です。ございませんか。

無いようでしたら、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第 11 号番号 1 から 4 について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第11号番号1から4について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第12号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。議第12号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員から報告をお願いします。

5番委員 それでは私の方から報告させていただきます。先日伊藤委員と■■■■■さんの夫の■■さん同席の元現場を見せてもらいました。現場的には■■■になっておりますけども、集落名は■■です。■■の集落の中心地というか、真ん中くらいで、県道のすぐ脇です。無線基地が出来る際の資材置き場にしたいというのは■■■さんの自宅の向側の田んぼになります。現在はその辺が減反で周りも含めて全然耕作していません。荒れてもいないですけど、作付けされていない状態となっているのですけども、■■さんの話では業者さんはそこに鉄板を敷かせて欲しい、そしてその場は資材置き場にしますとの話らしいです。現場は今言いましたように、県道のすぐそばで、その田んぼの脇に農道もありまして、その出入り等についても改修なりをする必要は無いのかなと思います。周りのほうも今は耕作しておりませんので、鉄板を敷くということですので工事が終わった後の現状復帰についても可能なのかなと思いますので、今回の転用の申請は問題ないのかという風に思いました。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第12号番号1について申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することに異議ありませんか。異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第12号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することにいたします。

議 長 次に議第13号「非農地証明願に対する決定について」を上程いたします。議第13号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので議第13号について、調査委員から報告をお願いします。

6番委員 調査の依頼がありました非農地証明願につきまして、5月24日に私と大谷君と金推進委員の3名で確認してまいりました。■■氏には電話での連絡、聞き取りとなりました。依頼の農地は私と茂推進委員とで以前調査立会いを行った農地でしたが、申請中に振興農地の除外が必要であることがわかり、申請を取り下げた農地でした。この度、振興除外が完了したため非農地申請をするものです。現地は大きな木が立っており、林野状態となっております。舟山氏によりますと、30年位前から作付けをやめ、それ以来耕作をしていないということでした。農地の位置も地域の外れであり、周囲への影響も無いものと確認してまいりましたので、総会に報告いたします。

議長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第13号番号1について申請どおり非農地と決定することに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いものと認め、議第13号番号1について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議長 それでは報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第5回小国町農業委員会
総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前10時30分)